

放課後児童クラブの職員配置基準等に関する意見書

放課後児童クラブは、保護者が働いていることなどにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであるが、児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

そのため、国は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童クラブに配置すべき職員の人数や資格等に関する基準を設けてきたが、全国的に放課後児童クラブの人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、児童福祉法を改正し、従うべき基準とされていたものを地方公共団体の判断により定めることができる参酌すべき基準に緩和することとした。

しかし、職員が1人で多くの児童を受け持つことになった場合、児童の命と安全を守ることができなくなるおそれがあり、また、遊びや活動を制限せざるを得なくなるなど、放課後児童クラブでの児童の適切な生活が保障されなくなるおそれがある。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の処遇を改善することにより、その量的確保と資質向上を行うことも必要である。

国は、これまで、放課後児童支援員等処遇改善等事業や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業など、処遇改善を進めるための事業を実施してきたが、条件が厳しく活用が難しいとの声もあり、支援員等の処遇改善はいまだ不十分な状態にある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 児童の命と安全を守り、放課後児童クラブでの生活を保障するため、従うべき基準とされていた職員の配置基準等を維持できるよう、財政措置を講ずること。また、保育の質に係る調査を定期的を実施すること。
- 2 放課後児童支援員等の処遇を改善するために有効な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

宛(各通)